

「事故調査機関の在り方に関する検討会」の「取りまとめ」について

経緯

【背景】

消費者安全法により消費者事故等情報の一元化は整備されたが、原因究明のための事故調査を行う仕組みは不十分。

【消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議(参議院)】(平成21年5月28日)

14 「…消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う…」

【消費者基本計画】(昨年3月30日閣議決定)

施策番号13 「具体的施策:消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。」

「実施時期:平成22年度に検討を開始し、平成23年度のなるべく早い時期に結論を得ます。」

「取りまとめ」のポイント

被害者遺族を含む有識者からなる検討会を消費者庁に立ち上げ(昨年8月)、関係省庁・機関の協力も得て議論。

(五十音順、敬称略)

【事故調査の必要性】

- 個別の事故調査だけではなく、事故情報等の解析・傾向分析も必要
- 「すき間事故」に機動的に対応する制度の整備が必要
 - 「すき間事故」
 - i) 事故の調査をする体制がない分野の事故
 - ii) 事故の調査をする体制はあるが、その目的や権限との関係では消費者保護の観点から十分な調査を進めることが困難な分野の事故
 - iii) 分野横断的であるために、消費者保護という統一的な観点で調査を進めることが困難な事故

【事故調査に求められる属性】

- 「独立性」・「公正性」・「網羅性」・「専門性」が必要

【事故調査と刑事手続との関係】

- 双方が支障なく行われるための調整・環境整備が必要(客観的証拠物の利用、事故関係者の口述や事故調査報告書の刑事手続への利用等)
- 被害者支援についても緊密な連携等工夫が必要

【再発防止のための事故調査】

- 情報の収集・分析の体制等の充実、ネットワークの構築とその活用等による高度な調査能力の確保、行政調査としての権限の整備等が必要

【被害者等に向き合う事故調査】

- 被害者等への積極的な情報提供・説明等が必要
- 被害者等による事故調査・再調査の申出を受け止め、必要な調査に繋げる仕組みが必要
- 事故の記憶の保存に努めることが必要

【事故調査機関の在り方】

- 専門分野ごとの事故調査の機能、「すき間事故」の事故調査の機能、これらの評価・チェックを行う機能が必要
- 「消費者事故等調査機関」(仮称)と「消費者事故等調査評価会議」(仮称)の整備を目指す
- 事故調査の基本的な考え方の確立と事故調査と刑事手続の整理・調整等の環境整備が必要

【委員】

- 阿南 久 全国消費者団体連絡会 事務局長
- 池田 良彦 東海大学法学部法律学科 教授
- 市川 正子 エレベーター事故被害者ご遺族
- 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (座長)
- 片山 登志子 弁護士
- 河村 真紀子 主婦連合会 事務局次長
- 笹倉 宏紀 慶應義塾大学大学院法務研究科 准教授
- 佐藤 健宗 弁護士
- 曾和 俊文 関西学院大学司法研究科 教授
- 辻本 好子 NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
- 鶴岡 憲一 ジャーナリスト 元読売新聞東京本社編集委員
- 富田 信穂 常磐大学大学院被害者学研究科 教授
- 中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科 教授
- 芳賀 繁 立教大学現代心理学部心理学科 教授
- 福永 龍繁 東京都監察医務院 院長
- 細田 聡 関東学院大学文学部現代社会学科 教授
- 松岡 猛 宇都宮大学工学部機械システム工学科 客員教授
- 美谷島 邦子 「8.12連絡会」事務局長 精神保健福祉士
- 向殿 政男 明治大学理工学部 教授
- 門田 守人 大阪大学 理事・副学長

【行政委員(オブザーバー)】

- 警察庁 消防庁 法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人国民生活センター

「取りまとめ」後の消費者庁による当面の取組み

消費者庁としては、消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、具体化に取り組む方針。

